

## 「桶川市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要領」の運用方針

桶川市が締結する契約に係る入札参加停止の措置については、「桶川市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要領」（以下「要領」という。）に定めるほか、下記のとおり運用する。

### 記

#### 1 要領第2条（定義）関係

「実質的経営者としてその業務全般を統括していると認められる者」（第1号関係）の確認は、起訴状、当該業者からの聴取結果などに基づいて行う。

#### 2 要領第3条（入札参加停止）第1項関係

- (1) 入札参加停止期間中の有資格業者に対し、別件により再度入札参加停止を行う場合の始期は、再度入札参加停止の措置を決定したときとする。この場合、入札参加停止の通知は別途行う。
- (2) 入札参加停止期間中の有資格業者が、入札参加資格の更新申請を行い再度有資格業者となった場合は、既に受けている入札参加停止の期間を引き継ぐ。この場合、要領第7条に規定する通知を改めて行うことはしない。
- (3) 第1項の規定に該当する有資格業者から入札参加停止の措置を受ける原因となった部門を合併、営業譲渡等により譲り受けた有資格業者についても、入札参加停止の措置を行うものとする。
- (4) 第1項の規定による入札参加停止の期間中の有資格業者から入札参加停止の措置を受ける原因となった部門を合併、営業譲渡等により譲り受けた有資格業者の入札参加停止の期間の終期は、当該入札参加停止の期間中の有資格業者の終期と同じとする。
- (5) 事務決裁規程第11条第4項第8号で規定された市長が定めた場合とは、過去2年度間指名実績のない者及び当該年度に発注予定のない業務に係る者とする。

#### 3 要領第5条（入札参加停止期間の特例）関係

- (1) 第1項に規定する「当該措置要件ごとに対応する別表第1又は別表第2の期間の欄のうち最も長い期間」について、本条第3項の2倍規定又は第6条の加算規定を適用するときは、適用後の期間のうち、いずれか最も長い期間となる要件に基づき入札参加停止を措置するものとする。
- (2) 入札参加停止措置中の有資格業者が、当該措置を行った日より前に、別表各号に掲げる措置要件に該当する別の行為を行っていた場合、当該有資格業者に対して要領第5条第2項（加重措置）は適用しない。

#### 4 要領第6条（期間の加算）関係

有資格業者が一つの事案により別表第3の対象となる区分中の加算事由に複数該当することとなった場合における入札参加停止の措置期間について、各区分に該当する二つ以上の加算期間（同一区分内で野線により分化されたもの。）があるときは、該当するそれぞれの期間を加算するものとする。ただし、違反行為者の地位等について複数該当することとなったときは、最上位者の期間に限る。

#### 5 要領別表第1関係

##### (1) 契約違反（第4号）関係

市契約の履行に当たり契約に違反した場合は、例として次のような場合をいう。

ア 事故が発生したにもかかわらず事故報告を行わなかったなど報告を怠った場合

イ 入札参加停止期間中の有資格業者を下請負人又は再委託先として使用した場合

##### (2) 公衆損害事故及び関係者事故（第5号から第8号まで）関係 次に該当する場合は、原則として、入札参加停止措置を行わない。

ア 公道において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等、作業員個人の責めに帰すべき事由により生じたと認められる事故

イ 適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等、第三者の行為により生じたと認められる事故

(3) 市契約における事故（第5号及び第7号）関係

ア 負傷事故において、安全管理の措置が不相当であると認められる場合とは、例として次のような場合をいう。

(ア) 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人、下請負人等の工事関係者が適切に措置していない場合

(イ) 発注者の調査結果等により当該事故について請負人、下請負人等の工事関係者の責任が明白となった場合

(ウ) 当該契約の関係者が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ ア以外の負傷事故において、労働基準監督署から是正勧告があった場合は、要領第11条の措置（警告）とする。

(4) 一般契約における事故（第6号及び第8号）関係

ア 労働基準監督署から是正勧告があった場合は、要領第11条の措置（警告）とする。

6 要領別表第2条関係

(1) 課徴金減免制度の適用事業者に対する措置を軽減する場合は、別表第2の措置期間に別表第3の措置期間を加算したうえで2分の1するものとする。なお、措置期間の計算における0.5月は15日とする。

(2) 「業務」（第3号、第4号及び第7号関係）とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいう。

(3) 業務に関する「不正又は不誠実な行為」（第7号）関係

ア 「不正又は不誠実な行為」とは、別表第2第7号の特記のほか、例として次のような場合をいう。

(ア) 市契約に関し、低入札調査に応じない場合

(イ) 営業許可取消又は営業停止等の行政処分（重大かつ異例な場合に限る。）が行われた場合

(ウ) 市契約に関し、有資格業者の過失による入札手続の遅延等著しく信頼関係を損なう行為があった場合

イ 次に該当する場合は、入札参加停止措置を行わない。

(ア) 逮捕された場合であっても、逮捕容疑を慎重に判断する必要があると認められる場合

(イ) 県外の死亡以外の事故

附 則

この運用方針は平成6年8月10日から施行する。

附 則（平成16年1月19日総務部長決裁）

この運用方針は平成16年1月19日から施行する。

附 則（平成18年11月1日総務部長決裁）

この運用方針は平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成19年6月21日総務部長決裁）

この運用方針は平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成21年2月6日総務部長決裁）

この運用方針は平成21年2月16日から施行する。

附 則（平成22年6月1日市長決裁）

この運用方針は平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成23年8月22日総務部長決裁）

この運用方針は平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日総務部長決裁）

この運用方針は平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日総務部長決裁）

この運用方針は令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月31日総務部長決裁）

この運用方針は令和3年6月1日から施行する。